

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率
省エネ機器導入支援事業	<p>県内に事業所を有する水産加工業を営む個人又は法人(常時使用する従業員の数が300人以下であるもの又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下であるものに限る)で下記要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 売上高等減少要件 原油価格・物価高騰等(2022年1月)以降の連続する6月間のうち任意の3月と、原油価格・物価高騰等以前(2019年1月から2021年12月まで)の同3月とを比較し、売上高の5パーセント又は付加価値額の7.5パーセント以上の減少が認められること。</p> <p>(2) 省エネ要件 補助事業前後で導入する加温機器等のエネルギー使用量を10パーセント以上削減できる計画を策定すること。</p> <p>(3) 生産性向上要件 補助事業終了後3年までの間に付加価値額が年率平均3パーセント以上増加する計画を策定すること。</p> <p>※付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。</p>	<p>製造工程において使用する加温機器等の購入、据付等に要する経費</p> <p>※補助事業に必要な配管・配電等の工事費、設置搬入費等を含む。</p> <p>ただし、中古品等の購入、既存設備の撤去費用については補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>※1事業につき500万円を上限とする</p>

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年度高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務を補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。